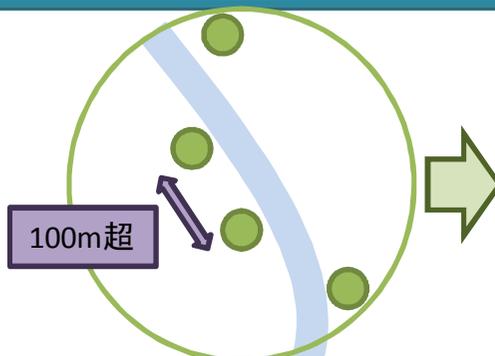


一件の入札で複数の契約をした工事（合冊入札） における技術者等の配置について

【合冊入札における留意点】

- 現場代理人及び主任技術者は1名でも可能（ただし、発注者が認めない場合は除く。）



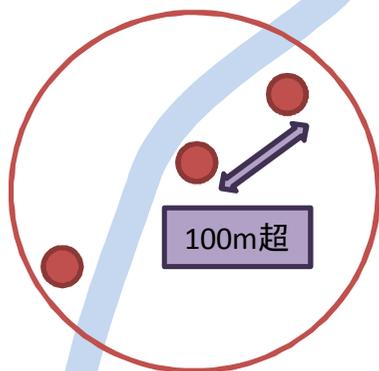
● 予定価格が2,500万円未満の場合 ●

【〇〇川災害復旧工事(その1)】

一件の入札で4件の契約をする工事

A工事: 300万円	} 合計: 1800万円
B工事: 400万円	
C工事: 500万円	
D工事: 600万円	

〔 4件の工事の現場代理人及び非専任の主任技術者を技術者1人で兼任可能 〕



● 予定価格が2,500万円以上の場合 ●

【〇〇川災害復旧工事(その2)】

一件の入札で3件の契約をする工事

E工事: 800万円	} 合計: 2600万円
F工事: 900万円	
G工事: 900万円	

〔 請負金額の総額が2,500万円を超えるが、3件の工事の現場代理人及び非専任の主任技術者を技術者1人で兼任可能 〕

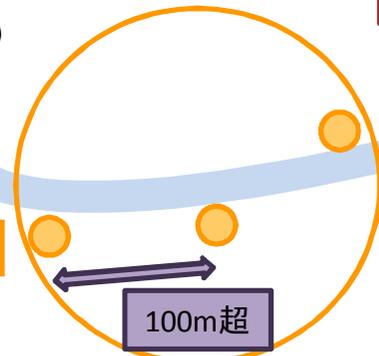
● 1件の契約で技術者の専任が必要な場合 ●

【〇〇川災害復旧工事(その3)】

一件の入札で3件の契約をする工事

H工事: 2600万円	} 合計: 3100万円
(技術者の専任必要)	
I工事: 300万円	
J工事: 200万円	

〔 3件の工事の現場代理人及び専任の主任技術者を技術者1人で兼任可能 〕



合冊入札した工事における技術者等の兼任について

◎現場代理人について、合冊入札で契約した工事は入札単位で取り扱うものとし、複数の工事を兼任する場合は以下のとおりとする。

- ・ 予定価格が2,500万円未満の合冊入札で契約した複数の工事については、一件の主任技術者非専任工事と同様の取扱いとする。
- ・ 予定価格が2,500万円以上の合冊入札で契約した複数の工事については、一件の主任技術者専任工事と同様の取扱いとする。

【注意事項】

※現場代理人の兼任は、入札単位で2件までとする。
※技術者の取扱いについては、契約単位で取り扱うものとする。

○ 予定価格が2,500万円以上の合冊入札をした工事を含む場合

【〇〇川災害復旧工事(その①)】
一件の入札で4件の契約をする工事
予定価格:3000万円
配置技術者:非専任

近接関連工事であれば、現場代理人及び主任技術者の兼任可

【〇〇川災害復旧工事(その②)】
一件の入札で3件の契約をする工事
予定価格:2600万円
配置技術者:非専任

○ 予定価格が2,500万円未満の合冊入札した工事と2,500万円未満の工事の場合

【〇〇川災害復旧工事(その③)】
一件の入札で3件の契約をする工事
予定価格:1100万円
配置技術者:非専任

同一事務所管内工事であれば、現場代理人及び主任技術者の兼任可(技術者の兼任は、管外工事でも可)。ただし、当初請負金額の合計が2,500万円未満の工事。

【〇〇川護岸工事】
通常の河川工事
予定価格:1300万円
配置技術者:非専任

〇〇川